

新潟県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県行政手続条例施行規則（平成 8 年新潟県規則第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 1 条 新潟県行政手続条例（平成 7 年新潟県条例第 59 号。<u>以下「条例」という。</u>）第 13 条第 2 項第 5 号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。 （1）<u>条例等（条例第 2 条第 1 号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</u> （2）（略） <u>（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）</u> 第 2 条 <u>条例第 15 条第 4 項（条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第 15 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>（1）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>（2）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 9 号の 5 イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u> （職員以外に聴聞を主宰することができる者） 第 3 条 <u>条例第 19 条第 1 項の規則で定める者は、条</u>	（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分） 第 1 条 新潟県行政手続条例（平成 7 年新潟県条例第 59 号）第 13 条第 2 項第 5 号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。 （1）<u>条例等（新潟県行政手続条例第 2 条第 1 号に規定する条例等をいう。以下同じ。）の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの（以下この号において「証明書類」という。）について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正（追加を含む。以下この号において同じ。）をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分</u> （2）（略） （職員以外に聴聞を主宰することができる者） 第 2 条 <u>新潟県行政手続条例第 19 条第 1 項の規則で</u>

例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

定める者は、条例等に基づき審議会その他の合議制の機関の答申を受けて行うこととされている処分に係る聴聞にあっては、当該合議制の機関の構成員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。